確認申請・計画通知  - 基本額 - 「株成計算が許多応力度等計算 (ルート2)で行われている場合の加算		完了	検査中間検査あり
基本額 (ルート2)で成功度等計算 (ルート2)で成功度で計算 (ルート2)で成功度で制度 (ルート2)で成功度である。	13,000円	中間検査なし	
基本額     場面計算的許可の力度等計算 (ルート2)で行われている場合の加算       30㎡以内 30㎡を超え100㎡以内     7,600円 13,000円 100㎡を超え200㎡以内     89,000円 20,000円 20,000円 20,000円 89,000円 20,000円 20,000円 20,000円       建     200㎡を超え500㎡以内 28,000円     89,000円 28,000円 28,000円	13,000円		 中間検査あり
30㎡以内			中間検査あり
30㎡を超え100㎡以内 13,000円 89,000円 13,000円 100㎡を超え200㎡以内 20,000円 89,000円 20,000円 建 200㎡を超え500㎡以内 28,000円 89,000円 28,000円		14 000 5	
100㎡を超え200㎡以内 20,000円 89,000円 20,000円 建 200㎡を超え500㎡以内 28,000円 89,000円 28,000円	16,000円	14,000円	13, 000円
建 200㎡を超え500㎡以内 28,000円 89,000円 28,000円	,	17, 000円	16,000円
20011 产足元00011 20,00011 20,00011	23,000円	23, 000円	22, 000円
築   500㎡を超え1,000㎡以内 48,000円 89,000円 48,000円	28,000円	32, 000円	31,000円
	49,000円	53,000円	52, 000F
物 1,000㎡を超え2,000㎡以内 71,000円 113,000円 71,000円	66,000円	74, 000円	69, 000F
2,000㎡を超え10,000㎡以内 207,000円 119,000円 207,000円	147, 000円	178, 000円	161, 000F
10,000㎡を超え50,000㎡以内 311,000円 160,000円 311,000円	222, 000円	260, 000円	252, 000F
50,000㎡を超えるもの 531,000円 297,000円 531,000円	408,000円	456, 000円	445, 000F
建築 昇降機 11,000円 - 7,200円	_	16,000円	_
設備         小荷物昇降機         6,600円         -         4,500円	_	11,000円	_
工作物 11,000円 - 6,900円	_	13, 000円	_
仮使用認定申請		T	
検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料 法第7条の6第1項	項第1号及び2号		121, 000円
Was it controls			
道路位置指定申請			50.000
位置指定道路の指定,変更又は廃止の申請手数料 法第42条第1項第5	5 号 ————————————————————————————————————		50,000円
<b>本体キール</b> コ			
建築許可申請	4 B		07.000
建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料 法第43条第2項第			27,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料 法第43条第2項第: 公衆便所等の道路内建築特例許可申請手数料 法第44条第1項第:	法第44条第1項第2号		34,000円
	法第44条第1項第3号		27, 000円
	法第44条第 1 項第 4 号		162, 000円
	法第48条第1項~第14項ただし書き		181, 000円
	法第51条ただし書き		160,000円
	法第55条第3項各号		162, 000円
	法第56条の 2 第 1 項ただし書き		162,000円
仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料 法第85条第6項	X/C/C O G C		121,000円
MANAGEMENT OF THE PARTY OF THE			.2.,
全体計画認定申請			
増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料 法第86条の8第1Ⅰ	項及び第3項		28, 000円
一団地認定申請・連担建築物認定申請			
一団地認定申請手数料 (総合的設計による一団地の建築物) 法第86条第 1 項			
1:建築物の数が2である場合			78, 000円
		78, 000円	] + N棟×28,000円
2:建築物の数が3以上である場合(2を超える建築物を「N」とする。)			
2 : 建築物の数が3以上である場合 (2を超える建築物を「N」とする。)  連担建築物認定申請手数料 (既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物)  法第86条第2項			78, 000円
連担雑集物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物) 法第86条第 2 項		78, 000円	] + N 棟 × 28, 000円
連担建築物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物) 法第86条第2項  1:建築物の数が1である場合(既存建築物は除く。2:において同じ。)		78, 000F	] + N 棟 × 28, 000円
連担建築物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物) 法第86条第2項  1:建築物の数が1である場合(既存建築物は除く。2:において同じ。)  2:建築物の数が2以上である場合(1を超える建築物数を「N」とする。)		78, 000Р	
連担建築物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物) 法第86条第2項  1:建築物の数が1である場合(既存建築物は除く。2:において同じ。) 2:建築物の数が2以上である場合(1を超える建築物数を「N」とする。)  各種証明		78, 000F	3+N棟×28,000円 410円 410円

この一覧表は、鹿児島県手数料徴収条例中の土木部建築課所管の手数料からの抜粋です。